

告示第29号

南箕輪村総合評価落札方式実施要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

南箕輪村長 藤城 栄文

南箕輪村総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、村における入札のうち、総合評価落札方式に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価落札方式 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき建設工事等に関する入札を実施する場合において適用する、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式をいう。
- (2) 工事成績等 入札者の工事成績、工事实績、配置する技術者実績及び社会貢献をいう。
- (3) 落札者決定基準 評価の項目、配点及び算定方法をいう。
- (4) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
- (5) 価格以外の評価点 入札者の工事成績等に基づいて算定した評価点をいう。
- (6) 識見者 識見を有する者をいう。
- (7) 入札参加者 総合評価落札方式による入札に参加する者をいう。
- (8) 総合評価点 価格評価点に価格以外の評価点を加えた評価点をいう。

(対象工事の指定)

第3条 総合評価落札方式の対象とする建設工事等は、工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされるものとし、南箕輪村建設工事等請負人選定委員会で審議するものとする。

(落札者決定基準の決定)

第4条 村長は、総合評価落札方式による入札を実施するときは、当該入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定するため、次に掲げる評価点について、あらかじめ落札

者決定基準を定めるものとする。

- (1) 価格評価点
- (2) 価格以外の評価点
(意見聴取)

第5条 村長は、前条の落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の識見者の意見を聴かなければならない。

2 村長は、前号の規定による意見聴取において、識見者から必要があるとの意見があった場合は、当該落札者を決定しようとするときに改めて識見者の意見を聴かなければならない。

3 村長は、前2号の規定による意見聴取について、長野県総合評価技術審査会に委託することができる。

(入札公告)

第6条 村長は、総合評価落札方式による入札を実施するときは、次に掲げる事項を入札公告により周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式であること。
- (2) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- (3) 価格以外の評価点申請時、入札時及び落札候補者資格審査時に提出が必要な資料の提出に関すること。
- (4) 価格以外の評価点が公表されること。
- (5) 自己に係る価格以外の評価点について、疑義の照会ができること。
- (6) 総合評価に関する審査結果が公表されること。

(算定資料の提出)

第7条 入札参加者は、価格以外の評価点の算定に関する資料（以下「算定資料」という。）を指定された期間内に提出しなければならない。

2 前項の算定資料を提出しない者は、入札に参加できない。

(価格以外の評価点の決定)

第8条 村長は、前条第1項の規定により入札参加者が提出した算定資料に基づき価格以外の評価点を採点し、決定するものとする。

(価格以外の評価点の公表等)

第9条 村長は、前条の規定により決定した価格以外の評価点について、総合評価落札方式による入札に関する評価調書を作成し、公表するものとする。

2 入札参加者は、前項の規定による公表の日の翌日から起算して2日以内（南箕輪村の休日を定める条例（平成元年条例第28号）第1条に規定する休日を除く。）に、自己に係る価格以外の評価点について、価格以外の評価点に関する質問書により疑義の照会をすることができるものとする。

3 村長は、前項による疑義の照会があったときは、価格以外の評価点に関する回答書により回答するものとする。

4 第1項の規定は、前項の規定による審査の結果、価格以外の評価点を修正した場合に準用する。

(落札者の決定等)

第10条 総合評価落札方式による入札で定める落札決定の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行う。

(2) 総合評価点の算出は、南箕輪村財務規則（昭和54年規則第2号）第112条に規定する入札書の無効に該当しない入札者のうち、次のいずれの要件も満たすものを対象に行う。

ア 入札価格が予定価格以内の者

イ 入札価格が失格基準価格以上の者

(3) 村長は、総合評価点の最も高い入札者を落札候補者と決定する。この場合において、総合評価点の最も高い入札者が複数あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとし、当該入札者がくじに参加することができないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(4) 村長は、落札候補者の算定資料の記載内容に相違がないことを確認するため、落札候補者に対し必要な調書及び資料（以下「確認資料」という。）の提出を求めるものとする。

(5) 落札候補者は、村長が定める期限内に確認資料を提出しなければならない。この場合において、当該落札候補者が期限内に確認資料を提出しないときは、失格とする。

(6) 村長は、確認資料の審査において、総合評価点の相違が判明し、総合評価点による順位が入れ替わると認めるときは、落札候補者の決定を取り消し、第3号の規定により新たな落札候補者を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により落札候補者が適格であることを確認したときは、この者を落札者と決定し、公表するものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第11条 村長は、落札者との契約前に価格以外の評価の内容に満足しない事実が確認されたときは、当該落札候補者とは契約しないことができるものとする。

2 村長は、契約後に、落札者が総合評価に関して提出した資料に虚偽記載等があると確認したときは、当該契約を解除することができるものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。